

会議要旨

会 議 の 名 称	長生郡市広域市町村圏組合水道審議会（第3回）
開 催 日 時	令和8年5月27日 午後2時から午後4時まで
開 催 場 所	長生郡市広域市町村圏組合 事務局 管理棟 2階第一研修室 茂原市下永吉2101番地
出 席 者	出席委員（名簿順） 蜂巣委員・御園生委員・鈴木委員・ 松本委員・長尾委員・今関委員・ 芝崎委員・朝生委員・斉藤委員（委員10名中9名出席） 長生郡市広域市町村圏組合の出席者 （長生郡市広域市町村圏組合 水道部） 積田部長・和田次長・丸次長・山本管理課長・ 石川管理課長補佐・河野管理課職員 水道料金改定計画等支援業務受託事業者 3名
会議の公開・ 非公開の別	公開
非公開の場合 の 理 由	—
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 の 概 要	議題について （1） 新料金表（案）について ● 配布資料「料金改定に係る第3回水道審議会 資料」を用いて、長生広域から説明する。 ● 協議の概要は以下のとおり。 （今関委員） 目標とする収入175.3億円は令和12年度までのものだが、令

和 13 年度以降についてはまた値上げすることか。

(山本課長)

第 2 回審議会でお示しした資料では、令和 13 年度にも料金水準の引き上げを試算しているが、令和 13 年度以降の水道料金水準については、時期が迫ったときに改めてご審議いただく内容であると考えている。

(今関委員)

管路の老朽化と更新率の現状を踏まえ、今後、計画的に管路更新を行うためには水道料金の引き上げが必要であるといった内容を使用者にわかりやすく説明する必要があると考える。先日のニュースにおいて、とある事業体で施設の老朽化対策で 49%の料金改定を実施し、使用者も納得している、という報道があった。このように、使用者が納得できる説明をすれば、必要な事業を実施できるだけの料金改定について、使用者の理解が得られるのではないか。単に、欠損金の発生を回避するための必要最小限の改定率がどうかといった議論をするのではなく、事業の実態に沿って必要な改定率を検討していくべきではないか。

(山本課長)

水道料金の改定率は、第 1 回審議会では令和 9 年度から管路更新率を 0.8%に引き上げるために 33%の料金改定が必要という結果をお示しし、ご審議いただいた。そのうえで、第 2 回審議会において、段階的に管路更新率を引き上げ、令和 12 年度に 0.8%とするために必要な改定率ということで 28%をお示した。

ご指摘いただいたように、水道管の更新は必要であると考えているものの、事業費とそのために必要な料金改定についてはバラ

ンスを取りながら検討を進めていく必要があると考えている。

(丸次長)

水道管の更新については、現状で布設から 40 年以上経過した管路が多くあり、漏水が多発している状況を踏まえ、更新を推進していきたいということを使用者に丁寧に説明したいと考えている。現状維持では、なぜ安全安心な水の供給の継続が困難であるのかということをお納得いただけるような形で説明していきたいと考えている。

(鈴木委員)

管路更新の重要性とそのための料金改定の必要性については、審議委員の皆様は理解していると感じている。水道部として、これから住民にどのように周知するのかを考えていただきたい。

(今関委員)

28%の料金改定は平均であり、使用者の現状の用途や水道使用状況に応じて、使用者ごとに改定率が異なると思うが、どのように説明されていくお考えか。

(山本課長)

各個人への説明については、改定前後の水道料金の早見表による周知や、改定前後の水道料金を試算できる資料をホームページに掲載することを検討している。

(今関委員)

水道料金の改定に対する理解度は、改定の理由がどれだけ明確に伝わっているか、という点が重要である。そのため、改定の理

由については、数値的根拠とともにわかりやすく整理していただきたい。

(蜂巢会長)

使用者からすれば、料金の改定によらず蛇口から出てくる水には変わりがないのに、なぜ料金改定が必要なのか、と感ずることが想定される。ニュースでも水道料金の値上げや管路の老朽化は報道されるものの、自分事として認識されていないことも想定される。このため、長生広域における水道整備や老朽化の実態、更新の必要性について、使用者にわかりやすく周知してほしい。

(長尾委員)

モデルケースの改定率を自分に当てはめると、自らの世帯では29%程度の改定率となっているが、これでは第1回審議会で示されていた改定率33%とあまり大差ないように感じる。第2回審議会の資料でも、令和13年度における料金改定が示唆されていたので、何度も水道料金を改定するよりは、しばらく料金改定しなくても良いように、余裕をもって改定率を設定したほうがよいのではないか。

(山本課長)

長生広域では、千葉県企業局から水道用水の供給を受水しており、千葉県企業局において、令和13年度に受水単価の改定が見込まれる。このことから、令和13年度には、水道料金の見直しが必要になると考えている。

(丸次長)

料金改定を先行して実施することは重要である一方、長生広域

としては、必要な管路更新を進めるための必要最小限の改定率として 28%をお示ししている。社会情勢が見通しにくくなっている現状において、あらかじめ高めの改定率を設定することが、長生広域として適切な措置であるとは言い切れないのではないかと考えている。

(蜂巢会長)

新料金表(案)によるモデルケースでの改定状況や、県内の料金水準の順位が資料に示されているが、特定の使用者に負担が偏らない、バランスが取れた料金表(案)になっていると感じられる。また、現在、様々な事業者で料金改定をご審議されていると伺っており、この順位についても、また変わってくるものであると思われる。

長生広域には、将来の世代も地域に安心して住み続けられるよう、着実に更新事業を実施し、断水の発生や衛生状況の悪化を回避できるような体制を組んでいただきたいと考える。

(鈴木委員)

水道管の更新については、現状ではすべての管路の更新に 200～250 年かかるペースだと以前ご説明いただいたが、まずはどの程度の管路更新が今後必要になるのかをお示しいただきたい。

(丸次長)

長生広域には 1,600km の管路があり、300km 程度が更新済みとなっており、更新が完了していない管路は耐震性も確保できていない状況である。現在は、年間 7.5km 程度を更新しており、このペースではすべての管路の更新に 200 年～250 年程度を要するため、これを令和 12 年度までに年間当たり 12.7km のペースまで引

き上げていきたいと考えている。

漏水が多発している塩化ビニル管の耐用年数は 40 年であるのに対して、今後布設する管路の更新基準は 60 年である。更新基準の範囲内ですべての管路更新を終えることは難しいが、耐震性がある管種であることから、地震に対する安全性を確保したうえで、更新基準を超過しても漏水は起きにくいと判断し、更新を進め、水道の安全を確保していることを使用者には説明したいと考えている。

(芝崎委員)

管路更新の必要性は理解するが、その際に助成制度などは活用できないのか。第 2 回審議会では、新たな起債も難しいと伺ったが、本当に交付金は活用できないのか。

(丸次長)

現在、国では「社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金」が出されている。その中で「重要管路の更新」を補助率 3 分の 1 で補助するメニューがあり、長生広域では、皿木浄水場からの重要管路について、財源の 3 分の 1 を交付金、3 分の 2 を起債で対応し、更新を実施している。その他の重要管路についても補助対象となっている。現在は、重要管路以外の管路の更新に関しては起債で対応している状況である。

今後も国の政策を注視し、新たに活用可能な補助メニューが出れば積極的に活用していきたい考えである。

(芝崎委員)

交付金や補助金等の活用、市町村への交付税措置等については、積極的な活用をご検討いただき、使用者に対しては、国の補

助制度等を使ったうえで、補いきれない部分について、水道料金でご負担をいただきたいといったような説明をすることで、水道料金改定への理解も得られるのではないかと感じるところである。

(丸次長)

先ほどの説明について、国の交付金や補助金の交付率は最大 3 分の 1 である一方で、実際の交付率は 3 分の 1 を下回るのが実情である点については補足させていただきたい。

(今関委員)

長生広域の今年度予算は、欠損金の発生を見込んでいるため、経営状況の改善を行うべきであり、料金改定を行っていただきたいところである。

ただし、一般の利用者に対しては、改定の必要性を明確に理解できるように丁寧な説明をしていただきたい。

(2) その他について

- 協議の概要は以下のとおり

(山本課長)

長生広域における水道管の更新事業の加速や資材の高騰、人件費の上昇等を踏まえ、安心・安定した水道事業の運営のために、長生広域では平均改定率 28%とする料金改定をお示しし、審議委員の皆様にはご理解をいただいた。

今後は、本日までの審議会のご意見等を踏まえ、適正な水道料金のあり方について、諮問に対する答申(案)を提案させていただき、ご意見を伺いたいと考えている。なお、次回の水道審議会では、答申(案)をご確認いただくものであるため、書面による

	開催を予定している。 (蜂巢会長) 全体を通してご意見・ご質問等はあるか。 (意見なしの声) (蜂巢会長) 皆様からのご意見をまとめる形にはなるが、水道料金の改定にあたっては、「なぜ料金改定が必要なのか」について、使用者への丁寧な説明を行っていただきたい。各世帯ではどの程度の改定となるのかについても、分かりやすく使用者に周知していただきたい。 また、ご審議の中で令和 13 年度から用水供給の受水単価が改定される見込みであることや、社会や経済の情勢については先行きを見通しにくい状況であることを踏まえ、将来にわたる水道の持続の観点から、今後も引き続き適正な料金体系のあり方について検討を継続していただきたいと考える。 午後 4 時 閉会
--	---

(水道審議会 (第 3 回) 配付資料)

- 長生郡市広域市町村圏組合水道審議会 (第 3 回) 次第
- 長生郡市広域市町村圏組合水道審議会 (第 3 回) 出席者名簿
- 長生郡市広域市町村圏組合水道審議会 (第 3 回) 席次表
- 料金改定に係る第 3 回水道審議会 資料